

北海道職員からの公共調達に係る通報に関する事務処理要領新旧対照表

改正	現行	摘要
<p>第1 ～ 第3 変更なし</p> <p>第4 通報方法 (1) 通報受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）は、入札監視委員会委員のうち、別表に定める者とする。 (2) 通報は、その後の調査等を的確に行うため、所属・氏名・連絡先を明らかにして、通報窓口に対して文書（ファックス、電子メールを含む。）により行うものとする。 <u>なお、通報に際しては北海道職員服務規程（昭和41年4月1日訓令第5号）第1項に定める身分証明書の写しを添付すること。</u></p> <p>第5 ～ 第7 変更なし</p> <p>附則 この要領は、平成19年8月30日から施行する。 <u>この要綱は、平成20年7月22日から施行する。</u></p> <p>別表 変更なし</p>	<p>第1 ～ 第3 変更なし</p> <p>第4 通報方法 (1) 通報受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）は、入札監視委員会委員のうち、別表に定める者とする。 (2) 通報は、その後の調査等を的確に行うため、所属・氏名・連絡先を明らかにして、通報窓口に対して文書（ファックス、電子メールを含む。）により行うものとする。</p> <p>第5 ～ 第7 変更なし</p> <p>附則 この要領は、平成19年8月30日から施行する。</p> <p>別表 変更なし</p>	<p>・通報者の確認方法をより適格に行うこととするために改める。</p>